



資料 2

料金体系の今後の課題について

令和 7 年 8 月 12 日開催

第13回 神奈川県営水道事業審議会資料

開催	議題	目的
第11回 (R6)	・ 県営水道の経営状況 ・ 県営水道の料金改定内容について	・ 経営状況や県営水道の料金改定内容について確認
第12回 (R6)	・ 料金体系 今後の課題①	・ 答申における検討必要項目を含めた課題の整理
第13回 (R7)	・ 料金体系 今後の課題② ・ 県営水道の諸課題（施設整備など）	・ 第12回で抽出された課題の深掘り ・ R6年度の事業実施状況を踏まえた課題の整理
第14回 (R7)	・ 課題の取りまとめ、検討の方向性	・ 第3期の審議に向けた整理

1. 令和6年度末時点の経営状況について
2. 水道料金算定要領(日水協)の改定について
3. 今後議論が必要な課題の整理

1.令和 6 年度末時点の経営状況について

3

神奈川県企業庁水道事業会計 令和 5 ～ 6 年度決算見込 (※) 比

(単位：億円)

年度		令和 5 年度 2023年度 決算額A	令和 6 年度 2024年度 決算見込額B	前年度比 B-A	備 考 (主な増減要因)
科目等					
収益的 収支	収益的収入 a	596	629	33	
	水道料金収入	513	548	35	水道料金改定 (R6. 10～)に伴う増
	その他収入	83	81	△ 2	
	収益的支出 b	564	574	10	
	職員費	61	63	2	
	受水費	151	150	△ 1	
	動力費、薬品費及び修繕費	89	91	2	
	減価償却費等	148	150	2	
	支払利息	14	13	△ 1	
	その他支出	101	107	6	
	消費税資本的収支調整額 c	25	21	△ 4	
	当年度損益 (a-b-c)	7	33	26	
資本的 収支	資本的収入 ①	215	185	△ 30	
	企業債等借入金	210	180	△ 30	対象事業の減による企業債・長期借入金の減
	その他収入	5	5	0	
	資本的支出 ②	421	382	△ 39	
	建設改良事業費等	287	251	△ 36	配水管布設・改良工事等の減(繰越含)
	元金償還金	134	131	△ 3	
	資本的収支差引額 (①-②)	△ 206	△ 197	9	
資金残高		95	84	△ 11	令和 7 年度への建設改良費繰越額78億円

※令和 6 年 (2024 年) 度決算額は見込であり 9 月議会にて審議予定。

1.令和6年度末時点の経営状況について

4

神奈川県企業庁水道事業会計 令和6年度計画・決算見込（※）比

（単位：億円）

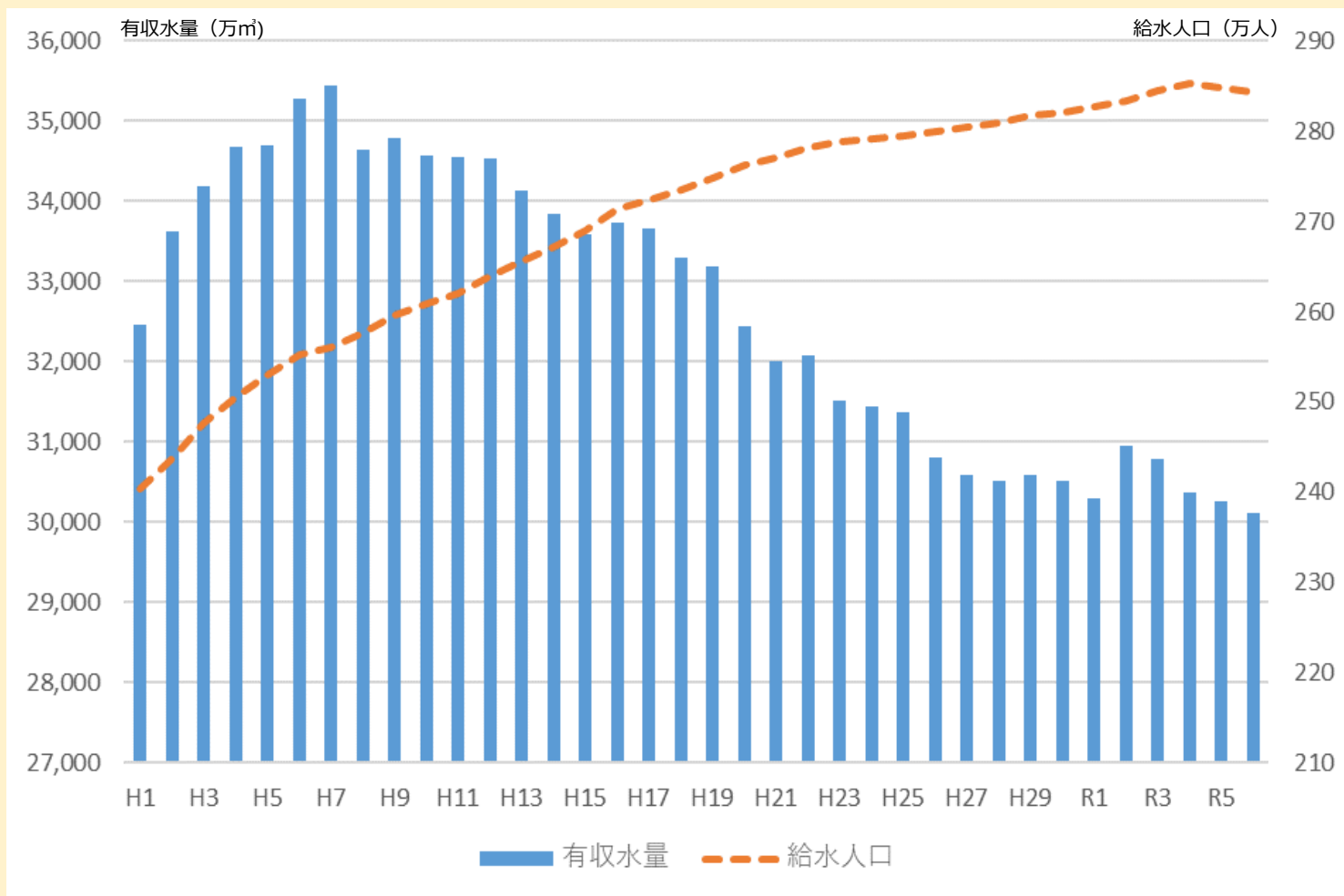
科目等		年度 令和6年度 2024年度 予算額 (計画額)C	令和6年度 2024年度 決算見込額B	計画実績比 B-A	備考 (主な増減要因)
収益的 収支	収益的収入 a	630	629	△ 1	
	水道料金収入	545	548	3	
	その他収入	85	81	△ 4	
	収益的支出 b	593	574	△ 19	
	職員費	64	63	△ 1	
	受水費	151	150	△ 1	
	動力費、薬品費及び修繕費	93	91	△ 2	
	減価償却費等	157	150	△ 7	
	支払利息	14	13	△ 1	
	その他支出	114	107	△ 7	
	消費税資本的収支調整額 c	24	21	△ 3	
	当年度損益(a-b-c)	13	33	20	
資本的 収支	資本的収入 ①	211	185	△ 26	
	企業債等借入金	204	180	△ 24	対象事業の減による企業債・長期借入金の減
	その他収入	7	5	△ 2	
	資本的支出 ②	408	382	△ 26	
	建設改良事業費等	276	251	△ 25	入札残等による減
	元金償還金	132	131	△ 1	
	資本的収支差引額(①-②)	△ 197	△ 197	0	
資金残高		55	84	29	令和7年度への建設改良費繰越額78億円

※令和6年（2024年）度決算額は見込であり9月議会にて審議予定。

1. 令和6年度末時点の経営状況について

5

給水人口と有収水量の推移



1.令和6年度末時点の経営状況について

6

神奈川県営水道事業経営計画 令和6年度実施状況

目 標 項 目	2024 (R6) 当初(見込み)	2024 (R6) 年次目標	2024 (R6) 実績	2028 (R10) 年度末目標
基幹管路等の耐震化の推進【戦略的な管路整備】				
基幹管路の耐震適合率	72%	73%	72%	75%
供給管路が耐震化された 重要給水施設の数と割合	53/258か所 21%	65/258か所 25%	65/258か所 25%	131/258か所 51%
浄水・配水施設の耐震化の推進				
主要配水池の耐震化率	83%	83%	83%	96%
停電対策の推進				
停電対策を実施した 揚水ポンプ所の数	12か所	13か所	13か所	18か所
漏水対策の推進				
有効率	95%	95%以上	95%	95%以上

1. 令和6年度末時点の経営状況について
- 2. 水道料金算定要領(日水協)の改定について**
3. 今後議論が必要な課題の整理

2.水道料金算定要領(日水協)の改定について

改定の目的・背景

水道料金算定要領は、総括原価方式で水道料金の算定を行う際の基礎的な方法について解説したものであり、日本水道協会が定めている。全国の水道事業体における料金改定等の基礎となる。

水道料金算定要領が策定された昭和42年当時、高度経済成長期のなか、人口は増加し、水道の需要が右肩上がりとなっていた。



現代においては、人口は長期の減少傾向にあることに加え、節水機器の普及や節水意識の向上、水道利用形態の変化（地下水利用への転換、大口需要者の使用水量減）により、水道の使用量が減少している。



水道料金収入の減少が見込まれる一方、老朽化した水道管等の更新や耐震化等の取組が求められており、費用の増加が避けられない見通し。

水道料金の適切な設定に向けての制度の検証、見直しが必要

基本料金の軽減措置

(改定前の算定要領)

生活用水に対する配慮として、必要に応じて基本料金を軽減する特別措置を講じることができる。

(改定に向けた議論)

基本料金を軽減することで「従量料金に比重を置いた料金体系」は、水道の使用量が減少傾向にある現在においては、健全な経営を妨げる要因となり得る。

生活用水使用者への配慮のような福祉的な施策は一般行政で行うべき事項であるため、水道事業において過度な生活用水使用者への配慮を行う必要はないと考えられる。

改定
内容

基本料金の軽減措置は廃止することが妥当であるが、料金の急激な変動を緩和するため、将来的に解消することを前提に経過措置として存置する。

資料：基本料金割合事業者間比較

基本料金の割合（試算）

神奈川県水	さいたま市	東京都	京都市	横浜市	千葉県水	仙台市	川崎市	大阪市
30%※	40%	42%	29%	30%	26%	26%	21%	24%

※料金改定前は約26%（当面は41%を目標値とする）

- 算出条件
- 県営水道以外については、給水人口100万人以上の上水道事業体のうち、各料金体系に応じた契約件数が日本水道協会水道統計（令和4年度時点）に掲載されている9事業者について試算。
 - 口径200mm以上の契約件数については未分類のため全て200mmと仮定して試算した。

基本水量の設定

(改定前の算定要領)

要領を策定した当初(昭和42年)は「需要の態様に応じて一定の基本水量を付与することができる」とされたが、平成9年の改正で「基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとし、経過的に存置することはやむを得ない」と改められた。

(改定に向けた議論)

基本水量以内で水道を使用する場合は料金が変わらないため、節水努力が反映されないことや、基本水量の導入目的は「水道を普及させ、清浄な水の使用を促す」ことであるが、現在は「公衆衛生の向上」を急務とする時代ではない等の理由で、基本水量の必要性が更に乏しくなっている。

改定 内容	基本水量を採用する水道事業者が減少傾向であることも踏まえ、 「 <u>経過的に存置することはやむを得ない</u> 」という記述は削除する。 (急激な変動を緩和するための適当な経過措置は可能)
----------	---

逓増制の料金設定

(改定前の算定要領)

従量料金は均一料金が原則であるが、その例外として、多量使用を抑制するために逓増制（使用水量が多くなるにつれて料金単価を高く設定）を採用することができる。

(改定に向けた議論)

大口使用者の使用量に比重を置いた料金体系は、大口使用者の需要が減少傾向にある現在では、安定した料金収入の確保に影響を与え、健全な経営を妨げる要因となりかねない。

逓増制のもとで大口使用者に過度な負担をかけることは、結果として大口使用者の節水や地下水利用への転換を促す恐れがある。

改定
内容

均一料金が原則であるが、やむを得ず料金単価を区分する場合は、需要の実態を踏まえ必要最低限の区分とし、料金単価は、使用者間の負担の公平性に配慮しつつ料金体系の整合性等を考慮して決定する。

2.水道料金算定要領(日水協)の改定について

13

資料：水道料金逓増度事業者間比較

令和7年4月1日時点

事業体名	逓増度	順位	事業体名	逓増度	順位	事業体名	逓増度	順位
川崎市	5.39	(1)	さいたま市	2.93	(8)	名古屋市	2.40	(15)
横浜市	4.22	(2)	札幌市	2.84	(9)	新潟市	1.81	(16)
神奈川県水	3.81	(3)	堺市	2.81	(10)	熊本市	1.71	(17)
神戸市	3.19	(4)	京都市	2.74	(11)	浜松市	1.67	(18)
大阪市	3.08	(5)	千葉県水	2.62	(12)	岡山市	1.34	(19)
広島市	2.97	(6)	東京都	2.61	(13)	静岡市	1.32	(20)
福岡市	2.96	(7)	北九州市	2.53	(14)	仙台市	1.31	(21)
						平均	2.68	

- 算出条件
- 最低単価は、家事用または口径20mmにおける基本料金を基本水量で除した額とし、当該口径の基本水量が8 m³未満の場合は8 m³使用時における1 m³単価とした。
なお、料金体系に上記により算出した値を下回る単価がある場合、当該単価を最低単価とした。
 - 最高単価は、家事用または業務用あるいは口径別従量料金における最高単価とした。

水道利用加入金

(改定前の算定要領)

加入金制度は、新規の水道使用者の加入による給水量の増加に対応するため、新たな水源の手当、配水施設の増強等の施設整備が必要な場合があり、増加する費用の負担について、「新規の使用者」と「従来からの使用者」との負担の公平を期すための措置である。

(改定に向けた議論)

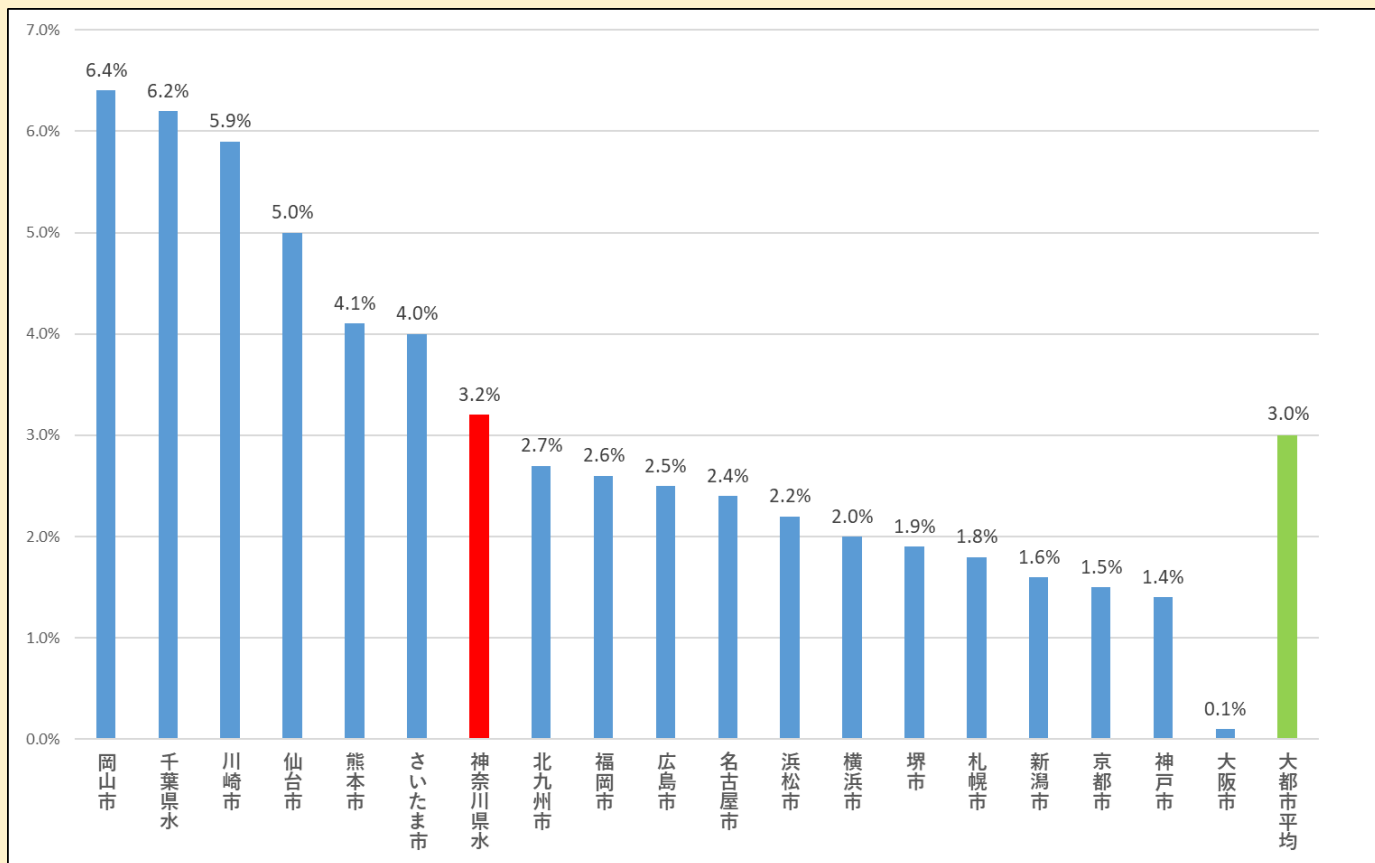
新規の水源の確保や配水施設の増強等の施設整備の必要がなくなりつつある水道事業者にとっては、加入金制度について整理する時期が来ているものと考えられる。

しかし、8割に近い水道事業者が加入金を徴収している状況に配慮する必要があることも事実であり、統一的な見解を出すことは難しい。

改定 内容	水源開発等の特定の事業に必要な費用に充てるため、当該事業等により利益を受ける者から受益の限度において、当面の間、加入金を徴収する措置を講ずることができる。
----------	---

資料：水道利用加入金大規模事業者間比較

給水収益に対する加入金収入割合



(公社)日本水道協会「水道事業の加入金調査表(令和5年4月1日現在)」を元に作成

※神奈川県水分は料金改定後(令和6年度決算見込ベース)で試算(令和5年4月1日時点では3.7%)

※政令指定都市(千葉市、相模原市を除く)、神奈川県、千葉県を大規模事業者として抽出。

※東京都、静岡市は水道利用加入金制度を設けていないため除外。

算定要領改定内容と審議会での意見の比較

	(日本水道協会) 水道料金算定要領改定	神奈川県営水道事業 審議会での意見
基本料金	・ <u>基本料金の軽減措置は廃止することが妥当</u>であるが、料金の急激な変動を緩和するため、<u>将来的に解消する</u>ことを前提に経過措置として存置する。	・ 安定経営を図るためには、<u>基本料金の収入割合を引き上げていく必要がある</u>。 ・ 段階的に割合を高めていくことが望ましい。
基本水量	・ <u>基本水量を採用する水道事業者が減少傾向である</u>ことも踏まえ、「経過的に存置することはやむを得ない」という記述は削除する（急激な変動を緩和するための適当な経過措置は可能）。	・ 全国的には基本水量を廃止している事例が数多くある。そうした動向も踏まえて、<u>引き続き、料金体系全体の中で基本水量のあり方について検討すること</u>が望ましい
逦増制	・ <u>均一料金が原則であるが、やむを得ず料金単価を区分する場合は、需要の実態を踏まえ必要最低限の区分とし</u>、料金単価は、使用者間の負担の公平性に配慮しつつ料金体系の整合性等を考慮して決定する。	・ 見直しが適当だが、少量使用者への急激な負担増も懸念されることから、制度自体は当面維持しつつ、<u>逦増度を段階的に緩和していく</u>ことが望ましい。
水道利用 加入金	・ 水源開発等の特定の事業に必要な費用に充てるため、当該事業等により利益を受ける者から受益の限度において、<u>当面の間、加入金を徴収する措置を講ずることができる</u>。	・ 制度の意義が導入当初より薄れつつあるものの、現時点で制度廃止は難しい。 ・ <u>段階的な見直しも選択肢の一つとして、制度のあり方を検討すること</u>が望ましい。

1. 令和6年度末時点の経営状況について
2. 水道料金算定要領(日水協)の改定について
- 3. 今後議論が必要な課題の整理**

課 題

【料金体系関係】

- ・ 基本料金、基本水量、逦増制のあり方

【料金制度関係】

- ・ 水道利用加入金制度（水道料金の検証と合わせたあり方検討）
- ・ 水道料金の減免、減額制度（財源や制度のあり方検討）
（社会福祉減免制度、地下水転換減額制度、企業誘致減額制度、老人ホーム等への配慮）

【その他】

- ・ 健全経営に向けた借入金のあり方（企業債等借入額、残高の管理）
- ・ 最近の事業環境の変化への対応（物価高騰、災害や事故に強い水道づくりなど）